

車いすの貸出事業のご案内

一時的に車いすを必要とされるかたに、車いすを無料でお貸しします。

例えば、こんなときにご利用ください

- ★1泊旅行に連れて行きたい…
- ★外出（お花見や散歩等）に利用したい…
- ★骨折してしまった…
- ★介護保険の車いすレンタルサービスを利用できるまでの間、貸してほしい…



■利用できるかた

利用者、又は、申請者のどちらかが市内在住のかた

■貸出期間

原則3か月以内です。（多くの市民の方々に短期間でお貸しする事を主旨としていますので、1回のご利用につき、3か月までとさせていただきます。）

■利用手続き

貸し出しできる車いすに限りがあります。事前に電話で車いすの貸し出し状況と来所の予約をしてから、本会事務局までお越しください。

■その他

- 介護保険制度や一般の福祉サービスによる給付やレンタル等、公的制度が利用できるかたは、対象にならない場合があります。
- 本会以外でも「車いすステーション」にて貸し出しを行なっています。（裏面参照）

【問い合わせ・申請先】

武蔵村山市社会福祉協議会 地域係
武蔵村山市学園4-5-1 市民総合センター2階

電話 : 042-566-0061

E-mail : chiiki1@mshakyo.jp

月～土曜日（祝日、年末年始除く）8:30～17:15



こころん



社会福祉協議会
地域係 HP